

# 社債管理補助者に係る社債要項及び 社債管理補助委託契約書の規定例について

2025年6月17日

日本証券業協会

## 1. 作成の経緯等

- ・本協会では、社債管理補助者制度の普及や市場関係者における円滑な導入に資するため、2020年11月、「社債市場の活性化に向けたインフラ整備に関するワーキング・グループ」（以下「社債市場活性化WG」という。）の下部に「社債管理補助者制度に関する実務検討部会」を設置し、2021年6月、その検討の結果を取りまとめた「社債管理補助者制度に係る実務上の対応について（「社債管理補助者制度に関する実務検討部会」報告）」（以下「部会報告」という。）を公表した。
- ・部会報告においては、社債管理補助者業務を①法定権限業務、②会社法第714条の4第4項に関する業務、③約定権限業務に分類したうえで、市場関係者が社債管理補助者に「最低限期待する業務」を社債管理補助者の「基本的業務」と整理し、基本的業務の内容やそのために必要な権限、社債管理補助者の業務終了事由や費用・報酬等の取扱いについて、社債要項及び社債管理補助委託契約書（以下「社債要項等」という。）への規定例を示した。
- ・さらに、2023年12月以降、社債市場活性化WGにおいて、今後の市場環境の変化を見据え、信用リスクが相対的に高い企業を含めた多様な企業による社債発行が可能な環境整備を図るため、社債管理やコベナントの在り方等について一層の取組みを進めるべく検討を行い、2024年7月、「『社債市場の活性化に向けたインフラ整備に関するワーキング・グループ』報告書（2024年7月）」（以下「WG報告書」という。）を公表した。
- ・本紙は、部会報告において取りまとめられた社債要項等への規定例について、WG報告書において示された論点を反映したうえで、参考モデルとしての利便性を向上させるため独立した資料として再構築したものである。本規定例を参照する際は、部会報告の内容も参照いただきたい。
- ・本紙は、社債管理補助者を設置するに当たっての実務慣行の形成・定着を図ることを目的としたものであるため、社債管理補助者の基本的業務、当該業務に付随する権限及び義務・責任の範囲、業務の終了事由並びに社債管理補助者設置債に固有と考えられる事項等に係る規定例を示したものであり、これまでも市場慣行として社債要項へ記載されてきた事項についての規定例は示していない。

## 2. WG報告書において示された論点

### （1）社債管理補助者の基本的業務について

- ・WG報告書において、コベナント付与の実効性確保の観点から、コベナント抵触時の柔軟な対応を可能とするためには、発行者と社債権者の間をつなぐ役割として社債管理補助者

を活用することが重要とされ、コベンツが付与された社債を念頭に検討を行った結果、コベンツ抵触時等における実務フローのうち社債管理補助者が担うことが適当と考えられる業務について、社債管理補助者の「基本的業務」と位置付けることが提言された。なお、部会報告においては、当時の市場環境を踏まえ、コベンツが付与された社債を念頭にした議論は行われていなかった。

- ・部会報告及びWG報告書提言を踏まえた、社債管理補助者の「基本的業務」は以下のとおり。

【社債管理補助者の基本的業務】（下線はWG報告書の提言を踏まえ追加された業務）

- ① 破産手続等への参加（総額での債権届出）
- ② 清算手続における債権の申出
- ③ 社債権者の請求に基づく社債権者集会の招集（社債権者集会招集意向を集計する等の形式的なとりまとめ、社債権者集会招集に向けた準備（場所の確保等）を含む）及び社債権者集会決議の裁判所への認可申立て手続
- ④ コベンツ抵触時の対応が請求喪失である場合の社債権者の請求喪失意向を集計する等の形式的なとりまとめ
- ⑤ 社債の管理に関する事項の社債権者への報告
  - (a) 合併等の組織再編に係る個別催告に関する事項
  - (b) 債権届出等以降の手続き
  - (c) 社債権者集会の招集に係る社債権者への報告
  - (d) 組織再編の際の社債の取扱い
  - (e) 期限の利益喪失事由の発生
  - (f) 期限の利益喪失
  - (g) チェンジオブコントロール条項の期限前償還事由の発生
  - (h) レポーティングコベンツの効力発生事由・報告事由の発生
- ⑥ 社債要項及び社債管理補助委託契約書の備置

※「社債権者集会招集意向を集計する等の形式的なとりまとめ」は、部会報告において基本的業務と整理されていた「10分の1未満の社債権者からの請求に基づく他の社債権者への社債権者集会招集の意向確認」の業務を含むものとする。

※上記「基本的業務」は社債管理補助者がより円滑に利用されるための考え方の整理であり、社債管理補助者が「基本的業務」のすべてを担うことを義務付けるものではない。

## （2）社債管理補助者の期中（社債発行後）設置について

- ・WG報告書において、社債権者をより実効的に保護する観点から、社債管理補助者の設置を促す方策として、社債発行時には社債管理補助者を設置しないものの、社債要項において社債管理補助者が設置される条件及び設置される社債管理補助者の名称や業務内容等

に係る規定をあらかじめ明記することで、期中（社債発行後）に、社債権者集会の決議によらず、また社債要項の変更を行わず迅速に社債管理補助者を設置する対応が提言された。これを受け、当該対応を行う際の社債要項の規定例を示すこととした。

以 上

## 社債要項及び社債管理補助委託契約書の規定例（参考モデル）

2025年6月17日

## 1. 社債管理者の不設置及び社債管理補助者の設置

## 【解説】

- 社債管理補助者制度の創設に伴い、発行者が社債の引受けの申込みをする者に対して通知すべき事項（会社法第676条、第677条第1項第2号）に「社債管理者を定めないこととするときは、その旨」及び「社債管理補助者を定めることとするときは、その旨」が追加されたことを受け、社債要項において上記事項の記載が必要になると考えられる。なお、(1)の発行時より社債管理補助者を設置する場合には、社債管理補助者と発行者との間の委託契約において上記事項を規定する必要性は低いと考えられることから、社債要項とは異なり、上記事項に係る社債管理補助委託契約書における規定例は示していない。
- (2)の規定例により、期中に社債管理補助者を設置する場合には、社債発行時に社債管理補助委託契約を締結することが考えられるが、社債管理補助委託契約書において、当該契約の効力の発生に係る要件（期中に社債管理補助者が設置される要件）を規定することが考えられる。（3. 社債管理補助委託契約書への規定例（P.13）参照）。
- (2)の規定例は、社債管理補助者制度がより活用されるよう、社債発行時にあらかじめ発行者と委託契約を締結するもののその時点では社債管理補助者が設置されず、発行者の信用力や社債権者の投資判断に影響を与えるような事象が発生した場合等の一定の条件下で、期中より社債管理補助者に業務委託される場合の社債要項の規定例である。
- なお、(2)の規定例では、(ア)～(ウ)として、社債管理補助者が期中に設置される条件として想定される典型的な事例を示している。
- (2)の規定例における社債管理補助者設置事由が発生した場合、発行者は社債管理補助委託契約に基づき社債管理補助者に係る業務を委託する旨を社債管理補助者に就任する予定の者に対して直ちに通知することが考えられる。また、発行者は、社債管理補助者設置の旨について、（社債管理補助者を通じて）社債権者に通知することが望ましいが、例えば、社債管理補助者設置事由（(ア)～(ウ)）の発生に係る社債権者への通知と併せて行うことを社債要項に定めるといった対応が考えられる。なお、(2)の規定例における社債管理補助者設置事由が発生したにも関わらず発行者が社債管理補助者に就任する予定の者に対して通知をしない等の事由について、期限の利益喪失事由として社債要項に規定することも考えられる。

## (1) 発行時より社債管理補助者を設置する場合

【社債要項への規定例】

第○項 社債管理者の不設置

本社債には社債管理者は設置されていない。

第○項 社債管理補助者の設置

本社債には社債管理補助者を設置し、本社債の社債管理補助者を○○とする。

(2) 期中に社債管理補助者を設置する場合

【社債要項への規定例】

第○項 社債管理者の不設置

本社債には社債管理者は設置されていない。

第○項 社債管理補助者の設置

1. 当社が次に掲げる事由に該当した場合、本社債に社債管理補助者を設置し、本社債の社債管理補助者を●●とする。
  - (ア) ●●[金融商品取引所]に対して上場廃止申請を行ったこと又は上場廃止基準のいずれかに該当したことについて適時開示が行われた場合
  - (イ) ●●[信用格付業者]による本社債の格付について●●格を下回った場合
  - (ウ) 第○項第○号乃至第○号に定める事由が発生した場合
2. 当社は、本社債の払込期日以降、本社債の未償還残高が存する限り、1. (ア)～(ウ)に掲げる事由が発生した場合には、●●に対し、当該事由の発生の事実及び社債管理補助委託契約に基づき社債管理補助者に係る業務を委託する旨を、直ちに[書面/電磁的方法]により通知する。
3. ●●は、1. (ア)～(ウ)に掲げる事由が発生した旨及び社債管理補助者に就任した旨を保振の情報伝達サービス手続に従って速やかに社債権者に通知する。

## 2. 社債管理補助者の権限

### 【解説】

- 社債管理補助者の法定権限及び約定権限のうち、社債管理補助者の基本的業務（P. 2 参照）と整理された業務を遂行するために必要な権限について、社債要項等の規定例を示している。なお、社債管理補助者の基本的業務の一つである「社債の管理に関する事項の社債権者への報告」については、当該業務は法定権限や約定権限に基づくものではなく、当該業務の遂行は社債管理補助者の義務と考えられるため、当該業務に係る権限については規定例を示していない。
- 以下の規定例 4. の権限は、社債管理補助者が任意で社債権者集会への出席又は社債権者集会での意見申述を行うことを想定したものであり、権限が付与されているからといって、社債管理補助者が必ず行う業務であることを意味しない。
- なお、社債管理補助委託契約書においても、社債管理補助者の権限について規定する必要があると考えられるが、その内容は社債要項の規定例とほぼ同様の内容となるため、規定例を示していない。

### 【社債要項への規定例】

#### 第〇項 社債管理補助者の権限

1. 社債管理補助者は、当社の破産手続、民事再生手続及び会社更生手続において、本社債に係る社債権者を代理して、債権を届け出る権限を有する。
2. 社債管理補助者は、当社の清算手続において、本社債に係る社債権者を代理して、債権を申し出る権限を有する。
3. 社債管理補助者は、次に掲げる場合には、社債権者集会を招集する権限を有する。
  - (ア) 本種類の社債の総額（償還済みの額を除く。また、当社が有する本種類の社債の金額の合計額は算入しない。）の 10 分の 1 以上にあたる本種類の社債を有する社債権者から、社債権者集会の目的である事項及び招集の理由を記載した〔書面/電磁的方法〕による請求があったとき
  - (イ) 社債管理補助者が自らの辞任に当たり、社債権者集会の同意を得る必要があるとき
4. 社債管理補助者は、自らの意思に基づき、その代表者若しくは代理人を社債権者集会に出席させ、又は書面により意見を述べる権限を有するが、かかる出席又は意見の申述は社債管理補助者の義務とは解されないものとする。ただし、その社債権者集会が特別代理人の選任について招集されたものであるときは、この限りでない。

### 3. 社債管理補助者の業務

#### <社債要項への規定例>

##### (1) 破産手続等への参加（総額での債権届出）

#### 【解説】

- 以下の規定例 1（ア）は、発行者が破産手続等を開始した際、社債管理補助者による総額での債権届出業務についての規定例を示したものである。
- 一方、社債管理補助者が「債権届出等後の手続」（再生債権等の査定申立てや債権者集会における議決権行使等）を執行するためには社債権者集会の決議を要するにも関わらず、当該手続には時間的な制約が課されているものも多いため、社債管理補助者が当該手続を担うことは現実的に困難と考えられる。このため、債権届出後の手続を一貫して社債管理補助者が行う手続きであると社債権者が誤認せぬよう、債権届出等後に社債権者自身が行うべき手続について発行者が社債管理補助者を通じて社債権者宛に通知することを、同（イ）（ウ）の規定例として示している。なお、本規定例では社債権者に必要最低限周知すべきと考えられる事項を例示している。

#### 【社債要項への規定例】

##### 第〇項 社債管理補助者の業務

##### 1. 破産手続等への参加（総額での債権届出）

- (ア) 社債管理補助者は、当社の破産手続、民事再生手続及び会社更生手続（以下「破産手続等」という。）において、本社債に係る社債権者を代理して債権届出を行う。
- (イ) 当社は、社債管理補助者による債権届出の後、速やかに当社のウェブサイト次に定める事項を発表するとともに、その旨を社債管理補助者へ書面により通知する。
- (i) 社債管理補助者が社債権者を代理して債権届出を行った事実
  - (ii) 社債管理補助者は債権者集会における議決権行使等を行わないこと
  - (iii) 社債管理補助者は発行者からの弁済金の受領及び社債権者への支払いは行わないこと
  - (iv) 社債権者は、破産手続等に参加し、弁済金を受領するためには、自ら名義変更手続を行う必要があること
  - (v) 今後の手続等の照会先
- (ウ) 社債管理補助者は、かかる通知を受け取ったときには、当該通知事項が発表されている場合に関し、株式会社証券保管振替機構の定める社債情報伝達サービスに関する手続（以下の規定例では「保振の情報伝達サービス手続」という。）に従い、その内容を速やかに社債権者に報告する。

(2) 清算手続における債権の申出

【社債要項への規定例】

第〇項 社債管理補助者の業務

2. 清算手続における債権の申出

- (ア) 社債管理補助者は、当社の清算手続において、本社債に係る社債権者を代理して債権の申出を行う。
- (イ) 当社は、社債管理補助者による債権申出の後、速やかに当社のウェブサイト次に定める事項を公表するとともに、その旨を社債管理補助者へ書面により通知する。
- (i) 社債管理補助者が社債権者を代理して債権申出を行った事実
- (ii) 社債管理補助者は債権者集会における議決権行使等を行わないこと
- (iii) 社債管理補助者は、発行者からの弁済金の受領及び社債権者への支払いは行わないこと
- (iv) 社債権者は、清算手続に参加し、弁済金を受領するためには、自ら名義変更手続を行う必要があること
- (v) 今後の手続等の照会先
- (ウ) 社債管理補助者は、かかる通知を受け取ったときには、当該通知事項が発表されている場合に限り、保振の情報伝達サービス手続に従い、その内容を速やかに社債権者に報告する。

(3) 社債権者集会の招集・開催及び社債権者集会決議の裁判所への認可申立て手続

【解説】

- 以下の規定例3.(ア)は、会社法上、社債権者集会の招集請求権を持つ社債権者(社債総額の10分の1以上にあたる社債を有する社債権者)から社債権者集会の招集の請求があった場合、同(イ)は、社債権者集会の招集請求権を持たない社債権者(社債総額の10分の1未満の社債を有する社債権者)から社債権者集会の招集請求があった場合の社債管理補助者の対応すべき業務について規定例を示している。同(ウ)は、(ア)及び(イ)の結果、社債管理補助者が社債権者集会を招集・開催する場合の社債管理補助者の対応すべき業務について規定例を示している。
- 同(ウ)における社債権者集会を招集する旨等の公告期間について、振替債の場合は、社債要項において規定することとなる。また、無記名式の社債券を発行している場合は、会社法第720条第4項により、社債権者集会の日の3週間前までに公告を行うこととされている。
- 同(ウ)における「社債権者集会の招集に向けた準備」とは、社債権者集会の会場の確保等が想定される。
- 特定の社債権者からの請求を受けて行う社債権者集会の招集等に係る費用負担の考え

方について、部会報告（P. 22 参照）の内容も参考のうえ、社債要項に規定することが考えられる。

**【社債要項への規定例】**

**第〇項 社債管理補助者の業務**

**3. 社債権者集会の招集・開催及び社債権者集会決議の裁判所への認可申立て手続**

(ア) 社債管理補助者は、本種類の社債の総額（償還済みの額を除き、当社が有する本種類の社債の金額の合計額は算入しない。以下同じ。）の 10 分の 1 以上にあたる本種類の社債を有する社債権者から、口座管理機関から発行された振替口座簿の記録を証明する書面とともに、社債権者集会の目的である事項、招集の理由及び決議案を記載した〔書面/電磁的方法〕による請求があった場合、当該社債権者及び当社に対し、本社債に関する社債権者集会招集に必要とされる手続きについて〔書面/電磁的方法〕により説明を行う。この場合、社債管理補助者は、当社に対し、社債権者集会に必要とされる費用の概算額を通知し、速やかにその金員の預託を請求することができ、かかる請求を受けた当社は、速やかにその金員の預託を行う。

(イ) 社債管理補助者は、本種類の社債の総額の 10 分の 1 未満にあたる本種類の社債を有する社債権者から、口座管理機関から発行された振替口座簿の記録を証明する書面とともに、社債権者集会の招集を請求する旨及びかかる請求に関する本社債の他の社債権者の意向の確認を請求する旨を記載した〔書面/電磁的方法〕による通知があった場合、他の社債権者に対し、社債権者集会の目的、招集の理由、議決案、招集を請求する意向の有無の回答先及び回答期限を保振の情報伝達サービス手続に従って通知する。他の社債権者より、口座管理機関から発行された振替口座簿の記録を証明する書面とともに社債権者集会の招集を請求する旨の回答があった場合、社債管理補助者は社債権者からの回答について集計を行い、本種類の社債の総額の 10 分の 1 以上にあたる本種類の社債を有する社債権者から社債権者集会の招集を請求する意向を確認した場合、当該社債権者及び当社に対し、本社債に関する社債権者集会招集に必要とされる手続きについて〔書面/電磁的方法〕により説明を行う。この場合、社債管理補助者は、当社に対し、社債権者集会に必要とされる費用の概算額を通知し、速やかにその金員の預託を請求することができ、かかる請求を受けた当社は、速やかにその金員の預託を行う。

(ウ) (ア) 又は (イ) による〔書面/電磁的方法〕による説明を踏まえて、当該社債権者が社債管理補助者に対し、社債権者集会招集を求める場合、社債管理補助者は、社債権者集会の日の〇週間前までに、社債権者集会を招集する旨及び会社法第 719 条各号の事項を第〇項に定める方法により公告するとともに、当該事項を保振の情報伝達サービス手続に従って速やかに社債権者に報告する。社債管理補助者は、当社の指示に基づき、社債権者集会の招集に

向けた準備を行う。

(4) 社債の管理に関する事項の社債権者への報告

- ① 合併等の組織再編に係る個別催告に関する事項
- ② 組織再編の際の社債の取扱い
- ③ 期限の利益喪失事由の発生（コベナントの抵触を含む）
- ④ 期限の利益喪失
- ⑤ チェンジオブコントロール条項の期限前償還事由の発生
- ⑥ レポーティングコベナントの効力発生事由・報告事由の発生

【解説】

- 以下の規定例は、社債管理補助者の会社法第 714 条の 4 第 4 項に規定する業務に関し、社債権者に社債権者が自ら社債の管理を行うために必要・有用な事項を報告する業務について規定例を示している。
- 規定例 4. (v) のレポーティングコベナントの報告について、当該報告事項が四半期の財務諸表や期末のコベナントの充足状況等の定期的に報告が必要な事項である場合、当該報告事項の報告については社債管理補助者による報告業務を規定することに代わり、発行者による公表対応を規定することも考えられる。
- 社債管理補助者が弁護士又は弁護士法人である場合においては、一定の場合には社債権者が依頼者と位置付けられ、又は、社債管理補助者制度が実質的に社債権者の利益のための制度であることから、少なくとも知れたる社債権者に対しては個別に報告義務を負う場合があることは否定できない。このため、社債管理補助者業務に関する規定を検討するに当たっては、この点について留意が必要である。

【社債要項への規定例】

第〇項 社債管理補助者の業務

4. 社債の管理に関する事項の社債権者への報告

当社は、本社債の払込期日以降、本社債の未償還残高が存する限り、次に定める事象が発生した場合には、当該事象の発生の事実及びその概要（(i) の場合には、会社法第 740 条第 3 項の規定により知れている債権者に催告すべき事項）を〔直ちに／速やかに／遅滞なく〕公表（本要項において「公表」とは金融商品取引法第 166 条第 4 項に定める方法により行われる公表を意味する。）するとともに、〔直ちに／速やかに／遅滞なく〕社債管理補助者に対し〔書面/電磁的方法〕により通知する。

- (i) 当社が、会社法第 2 編及び第 3 編に定める資本金等の減少、会社法第 3 編に定める持分会社社員の退社、持分会社の清算手続、及び会社法第 5 編に定める組織変更、組織再編行為を行うとき

- (ii) 当社が、会社法第5編に定める組織変更、合併、会社分割、株式交換又は株式移転を行うにあたって、本社債の取扱い（取扱いの方針を含む。）を定めたとき
- (iii) 第○項第○号乃至第○号に定める期限の利益喪失事由（第○項第○号若しくは第○号又は第○項に従って一定期間の経過により期限の利益を喪失することとなる事由を含み、以下「期限の利益喪失事由」という。）が発生したとき
- (iv) 第○項第○号乃至第○号に定めるチェンジオブコントロール条項の期限前償還事由が発生したとき
- (v) 第○項第○号乃至第○号に定めるレポーティングコベナントの効力発生事由が発生したとき又はレポーティングコベナントの報告事由が発生したとき  
社債管理補助者は、かかる通知を受け取ったときには、その内容が公表されている場合に限り、保振の情報伝達サービス手続に従ってその内容を速やかに社債権者に報告する。

(5) コベナント抵触時の対応が請求喪失である場合の社債権者の請求喪失意向の集計

【解説】

- 以下の規定例は、コベナント抵触時の対応が請求喪失（社債権者より一定の請求が寄せられた場合に期限の利益を喪失するもの）である場合の社債管理補助者の業務について示したものである。発行者は、コベナント抵触の事実や社債権者が期限の利益喪失を請求するために必要な手続き等の公表を行うとともに社債管理補助者へ当該公表について連絡し、社債管理補助者は、当該手続きの内容を踏まえ、以下の規定例に示したような社債権者の期限の利益喪失に関する請求を集計する業務を行うことが考えられる。
- 以下の規定例の「振替口座簿の記録を証明する書面」は、社債、株式等の振替に関する法律第86条第3項に規定する書面（86条証明書）又は第277条に規定する書面（277条証明書）を用いることが考えられる。用いる書面については、それぞれの制度上の相違点（※）も含めて検討した上で各社債要項等において規定すべきものと考えられる。なお、277条証明書を利用する場合は、保有社債に係る譲渡制限が法令で措置されていないことを踏まえ、277条証明書を提出した後に社債を譲渡した社債権者は社債管理補助者に届け出て請求を取り下げなければならない旨を規定することも考えられる。
  - ※ 86条証明書には交付を受けた加入者に対して当該証明書を返還するまで保有社債に係る譲渡制限が課されるが、277条証明書には同様の規定はないこと、277条証明書は社債権者の費用負担で交付請求するものとされているが、86条証明書には同様の規定はないこと、277条証明書は交付請求できる数に制限がない一方、86条証明書は複数交付請求することができないこと等

**【社債要項への規定例】**

第〇項 社債管理補助者の業務

5. 社債権者の請求喪失意向の集計

社債管理補助者は、当社が第〇項第〇号乃至第〇号の規定に違背し、当該違背が判明してから〇か月以内に、口座管理機関から発行された振替口座簿の記録を証明する書面とともに、本社債の社債権者より期限の利益の喪失に関する請求が寄せられた場合、寄せられた請求総額について集計を行い、その結果を当社及び社債権者に〔書面/電磁的方法〕による方法で通知する。

(6) 社債要項及び社債管理補助委託契約書の備置

**【社債要項への規定例】**

第〇項 社債管理補助者の業務

6. 社債要項及び社債管理補助委託契約書の備置

当社及び社債管理補助者は、その各本店（弁護士〔法人〕である社債管理補助者の場合にはその事務所）に本要項及び社債管理補助委託契約書の謄本を備え置き、その営業時間中、一般の閲覧に供する。

ただし、社債管理補助者（弁護士〔法人〕である社債管理補助者に限る。）の事務所での閲覧または謄写に際しては、〔〇営業日前までに／合理的な期間を定めて〕事前に予約することとする。かかる謄写に要する一切の費用は、これを請求する者の負担とする。

**<社債管理補助委託契約書への規定例>**

**【解説】**

- 上記の(1)から(5)までの社債管理補助者への委託業務を社債管理補助委託契約書として示している。ただし、「(6)社債要項及び社債管理補助委託契約書の備置」については、発行者にも社債管理補助者と同様の義務が課せられることから、社債管理補助者への委託業務の規定とは別に社債要項と同様の内容を規定することが考えられるため、規定例を示していない。
- 1. (2)の規定例により、期中に社債管理補助者を設置する場合には、社債発行時に社債管理補助委託契約を締結することが考えられるが、社債管理補助委託契約書において、当該契約の効力の発生に係る要件（期中に社債管理補助者が設置される要件）を規定することが考えられる。

【社債管理補助委託契約書への規定例】

第〇条 社債管理補助者の業務

(1) 発行時より社債管理補助者を設置する場合

甲（発行者）は、本契約の締結を以って、本契約の定めに従い、本社債の社債権者のために次の 1. ～ 6. に定める業務を乙（社債管理補助者）に委託し、乙はこれを受託する。

(2) 期中に社債管理補助者を設置する場合

甲は、本社債の払込期日以降、本社債の未償還残高が存する限り、次の（ア）～（ウ）に定める事由の発生した場合、直ちに乙に対して当該事由の発生について [書面/電磁的方法] により通知する。本通知を以って、本契約の定めに従い、本社債の社債権者のために次の 1. ～ 6. に定める業務を乙に委託し、乙はこれを受託する。

（ア）甲が●●[金融商品取引所]に対して上場廃止申請を行ったこと又は上場廃止基準のいずれかに該当したことについて適時開示が行われた場合

（イ）●●[信用格付業者]による本社債の格付について●●格を下回った場合

（ウ）第〇項第〇号乃至第〇号に定める事由が発生した場合

以下、(1)・(2)において共通

1. 乙は、甲の破産手続、民事再生手続及び会社更生手続において、本社債に係る社債権者を代理して債権届出を行うこと。

2. 乙は、甲の清算手続において、本社債に係る社債権者を代理して債権の申し出を行うこと。

3. 社債権者集会の招集

（ア）乙は、本種類の社債の総額（償還済みの額を除き、甲が有する本種類の社債の金額の合計額は算入しない。以下同じ。）の 10 分の 1 以上にあたる本種類の社債を有する社債権者から、口座管理機関から発行された振替口座簿の記録を証明する書面とともに、社債権者集会の目的である事項、招集の理由及び決議案を記載した [書面/電磁的方法] による請求があった場合、当該社債権者及び甲に対し、本社債に関する社債権者集会招集に必要とされる手続きについて [書面/電磁的方法] により説明を行うこと。この場合、乙は、甲に対し、社債権者集会に必要とされる費用の概算額を通知し、速やかにその金員の預託を請求することができ、かかる請求を受けた甲は、速やかにその金員の預託を行うこと。

（イ）乙は、本種類の社債の総額の 10 分の 1 未満にあたる本種類の社債を有する社債権者から、口座管理機関から発行された振替口座簿の記録を証明する書面とともに、社債権者集会の招集を請求する旨及びかかる請求に関する本社債の他の社債権者の意向の確認を請求する旨を記載した [書面/電磁的方法] による通知があった場合、他の社債権者に対し、社債権者集会の目的、招集の理由、

議決案、招集を請求する意向の有無の回答先及び回答期限を保振の情報伝達サービス手続に従って通知すること。他の社債権者より、口座管理機関から発行された振替口座簿の記録を証明する書面とともに社債権者集会の招集を請求する旨の回答があった場合、乙は、社債権者からの回答について集計を行い、本種類の社債の総額の10分の1以上にあたる本種類の社債を有する社債権者から社債権者集会の招集を請求する意向を確認した場合、当該社債権者及び当社に対し、本社債に関する社債権者集会招集に必要とされる手続きについて〔書面/電磁的方法〕により説明を行うこと。この場合、乙は、当社に対し、社債権者集会に必要とされる費用の概算額を通知し、速やかにその金員の預託を請求することができ、かかる請求を受けた当社は、速やかにその金員の預託を行うこと。

(ウ) (ア) 又は (イ) による〔書面/電磁的方法〕による説明を踏まえて、当該社債権者が乙に対し、社債権者集会招集を求める場合、乙は、社債権者集会の日の3週間前までに、社債権者集会を招集する旨及び会社法第719条各号の事項を社債要項第○項に定める方法により公告するとともに、保振の情報伝達サービス手続に従って、速やかに当該事項を社債権者に報告すること。乙は当社の指示に基づき、社債権者集会の招集に向けた準備を行うこと。

4. 社債要項において甲が公表（発表）・通知すべきとされている事象が発生した場合において、甲が社債要項に基づき公表のうえ乙へ通知したときは、乙は保振の情報伝達サービス手続に従って、速やかに甲から通知された事項を社債権者へ報告すること。

5. 乙は第○項第○号乃至第○号の規定に違背し、当該違背が判明してから○か月以内に、本社債の社債権者より口座管理機関から発行された振替口座簿の記録を証明する書面とともに、期限の利益の喪失に関する請求が寄せられた場合、寄せられた請求総額について集計を行い、その結果を甲及び社債権者に〔書面/電磁的方法〕による方法で通知する。また、集計の結果、本種類社債の総額の○分の1以上にあたる社債権者からの請求を確認した場合、本社債について期限の利益を喪失する。

#### 4. 社債管理補助者の義務・責任

##### 【解説】

- 社債管理補助者の義務・責任について、社債管理補助者が社債権者に対して公平誠実義務及び善管注意義務を負うことを明確にしたうえで、特に社債管理補助者の業務における「社債の管理に関する事項の社債権者への報告」に係る社債管理補助者の義務及び責任の範囲を明確化する趣旨で、免責条項を含む形で社債要項等の規定例を示している。なお、社債管理補助者は、社債管理補助者業務の遂行に関して発行者又は社債権者から受領した情報（公知の情報を除く。）について、社債要項等の規定の有無にかかわらず、適切な管理を求められる。
- 以下の規定例 1. 及び 2. については、社債管理補助者の公平誠実義務及び善管注意義務に関する規定例であるが、社債管理補助者は裁量の余地の限定された権限のみを有し、当該権限に基づく業務を行う者であるため、義務の対象となる業務範囲が社債管理者とは大きく異なる点に留意が必要である。
- 以下の規定例 3. から 8. の免責条項の有効性については、最終的には裁判所の判断によるものであることに留意が必要である。
- なお、社債管理補助委託契約書においても、社債管理補助者の義務・責任の範囲について規定する必要があると考えられるが、その内容は社債要項の規定例とほぼ同様の内容となるため、規定例を示していない。

##### 【社債要項への規定例】

###### 第〇項 社債管理補助者の義務及び責任

1. 社債管理補助者は、法令、本要項および社債管理補助委託契約（以下の規定例では「委託契約」という。）の定めるところにしたがい、本社債の社債権者のために公平かつ誠実に本社債の管理の補助を行う。
2. 社債管理補助者は、法令、本要項および委託契約の定めるところにしたがい、本社債の社債権者のために善良なる管理者の注意をもって本社債の管理の補助を行う。
3. 社債管理補助者は、本要項又は委託契約に基づく社債管理補助者の業務を遂行する過程で入手した情報のみをもって社債管理補助業務を遂行すれば足りるものとし、社債管理補助業務の遂行にあたってそれ以外の情報を用いる義務を負わない。
4. 社債管理補助者は、当社から受領した書類及び情報の内容の真偽を確認する義務を負わない。
5. 社債管理補助者は、本要項及び委託契約に定めるほか、当社に対し情報又は資料の提供を請求する義務を負わない。
6. 社債管理補助者は、当社の業務、財政状態その他の状況を調査する義務を負わな

い。

7. 社債管理補助者は、本要項及び委託契約に定めるほか、本社債又は社債管理補助業務に関し、社債権者に対して通知、報告、説明その他の情報提供を行う義務を負わない。
8. 社債管理補助者は、当社との間で社債管理補助業務の遂行以外のいかなる取引を行うことも妨げられない。社債管理補助者は、かかる取引において取得した当社に関する情報を社債管理補助業務の遂行に利用する義務を負わず、また社債権者に対して開示する義務も負わない。社債管理補助者が当社から受領した情報は、本要項又は委託契約に基づいて受領したものであることが明らかである場合を除き、社債管理補助業務の遂行に関して受領した情報ではないものとみなす。
9. 社債管理補助者は、社債権者に対し、本要項又は委託契約に明文をもって定められた業務以外の業務を行う義務を負わない。
10. 社債管理補助者は、故意又は過失がある場合を除き、社債管理補助業務の遂行に関し、社債権者に対して一切の責任を負わない。

## 5. 社債管理補助者の費用・報酬

### <社債要項への規定例>

#### 【解説】

- 社債管理補助者に係る費用及び報酬については、発行者負担を原則としつつ、社債のデフォルト時など発行者による費用負担が困難な場合を含めて、社債要項等の規定例を示している。

#### 【社債要項への規定例】

##### 第〇項 社債管理補助者の報酬及び費用

本要項に定める社債管理補助業務に係る報酬及び社債権者集会に関する報酬及び費用は、当社の負担とする。

ただし、裁判所が、会社法の規定に従い、当社以外の者が社債権者集会の認可申立てに関する費用を負担すべき旨を決定する場合、当該費用はその者の負担とする。

### <社債管理補助委託契約書への規定例>

#### 【社債管理補助委託契約書への規定例】

##### 第〇条 手数料の取扱い

1. 甲は、別に定めるところに従い、第〇条及び第〇条第〇項に定める委託業務に関する手数料を乙に支払う。
2. 本社債の償還期日より前に本契約が終了した場合、乙は、甲に対し受領済み手数料の返還義務を負わない。ただし、本契約の終了事由が乙による場合はこの限りではない。

## 6. 社債管理補助者の業務終了事由

### <社債要項への規定例>

#### 【解説】

- 社債管理補助者の業務終了事由については社債管理補助者の属性によって異なるため、社債管理補助者の属性による場合分けを行ったうえで、社債要項等の規定例を示している。

#### 【社債要項への規定例】

##### 弁護士又は弁護士法人を社債管理補助者とする場合

#### 第〇項 社債管理補助者の業務終了事由

1. 社債管理補助者は、あらかじめ、事務を承継する社債管理補助者を定めた場合に限って、当社及び社債権者集会の同意を得て辞任することができる。かかる事務の承継に際し、辞任する社債管理補助者と事務を承継する社債管理補助者は、委託契約の地位の承継に係る契約を締結する。

[第2号・第3号：社債管理補助者が弁護士個人又は弁護士法人（社員弁護士1名）の場合（それ以外の場合に任意的に第2号及び第3号を定めることを妨げるものではない。）]

2. 社債管理補助者は、前号の規定にかかわらず、委託契約第〇条第〇項に定める事由（本社債の社債権者と利益が相反する場合その他正当な事由を含む。）がある場合には、次号及び委託契約第〇条に定める承継社債管理補助者に当該社債管理補助者の事務を承継したうえで、辞任することができる。かかる事務の承継に際し、辞任する社債管理補助者と承継社債管理補助者は、委託契約の地位の承継に係る契約を締結する。
3. 社債管理補助者が、前号に定める事由により社債管理補助者を辞任する場合には、次に定める者（以下「承継社債管理補助者」という。）に速やかに事務を承継するものとする。

（ア）承継社債管理補助者の氏名又は職務上の氏名 [弁護士法人の場合：承継社債管理補助者の名称及び社員の氏名又は職務上の氏名]

〇〇

（イ）承継社債管理補助者の事務所の名称及び所在場所 [弁護士法人の場合：承継社債管理補助者の主たる事務所の名称及び所在場所]

〇〇

〇〇

4. 第1号の規定にかかわらず、社債管理補助者は、やむを得ない事由があるときは、裁判所の許可を得たうえで、辞任することができる。

5. 社債管理補助者が次のいずれかに該当することとなった場合には、当社は、その事務を承継する社債管理補助者〔第2号を定める場合には、次の括弧書きを追加。〕（第3号に定める者が次の（ア）又は（エ）に該当する場合を除き、第3号に定める者とする。）を定め、社債権者のために、社債の管理の補助を行うことを委託しなければならない。この場合においては、当社は、社債権者集会の同意を得るため、遅滞なく、これを招集し、かつ、その同意を得ることができなかつたときは、その同意に代わる裁判所の許可の申立てをしなければならない。
- （ア）会社法第714条の3に掲げる者でなくなったとき
- （イ）前号の規定により辞任したとき
- （ウ）裁判所により解任されたとき
- （エ）死亡又は解散したとき
6. 当社は、前号に基づき事務を承継する社債管理補助者を定めた場合（社債権者集会の同意を得た場合を除く。）又は事務を承継する社債管理補助者の選任があった場合には、遅滞なく、その旨を公告し、かつ、知れている社債権者には、各別にこれを通知するものとする。
7. 委託契約は、次の事象が発生したとき、終了するものとし、第1号、第2号、第4号及び第5号の適用により事務を承継する社債管理補助者が選任された場合には、委託契約は、将来に向かって当初の社債管理補助者に対し効力を有しない。
- （ア）本社債が全て償還又は弁済されたとき
- （イ）当社の再生計画又は更生計画の認可の決定が確定したとき
- （ウ）本社債に社債管理者が設置されたとき又は担保付社債信託法に基づき担保権が設定されたとき

#### 金融機関を社債管理補助者とする場合

##### 第〇項 社債管理補助者の業務終了事由

1. 社債管理補助者は、あらかじめ、事務を承継する社債管理補助者を定めた場合に限り、当社及び社債権者集会の同意を得て辞任することができる。かかる事務の承継に際し、辞任する社債管理補助者と事務を承継する社債管理補助者は、委託契約の地位の承継に係る契約を締結する。
2. 社債管理補助者は、前号の規定にかかわらず、委託契約第〇条第〇項に定める事由により第〇項及び第〇項に定める委託業務の一部を休止又は廃止しようとする場合その他正当な事由がある場合には、当該社債管理補助者の事務を承継する者を定めて辞任することができる。かかる事務の承継に際し、辞任する社債管理補助者と事務を承継する社債管理補助者は、委託契約の地位の承継に係る契約を締結する。
3. 第1号の規定にかかわらず、社債管理補助者は、やむを得ない事由があるときは、裁判所の許可を得て、辞任することができる。
4. 社債管理補助者が次のいずれかに該当することとなった場合には、当社は、その

事務を承継する社債管理補助者を定め、社債権者のために、社債の管理の補助を行うことを委託しなければならない。この場合においては、当社は、社債権者集会の同意を得るため、遅滞なく、これを招集し、かつ、その同意を得ることができなかつたときは、その同意に代わる裁判所の許可の申立てをしなければならない。

(ア) 会社法第 714 条の 3 に掲げる者でなくなったとき

(イ) 前号の規定により辞任したとき

(ウ) 裁判所により解任されたとき

(エ) 解散したとき

5. 当社は、前号に基づき事務を承継する社債管理補助者を定めた場合（社債権者集会の同意を得た場合を除く。）又は事務を承継する社債管理補助者の選任があった場合には、遅滞なく、その旨を公告し、かつ、知れている社債権者には、各別にこれを通知するものとする。

6. 委託契約は、次の事象が発生したとき、終了するものとし、第 1 号から第 4 号の適用により事務を承継する社債管理補助者が選任された場合には、委託契約は、将来に向かって当初の社債管理補助者に対し効力を有しない。

(ア) 本社債が全て償還又は弁済されたとき

(イ) 当社の再生計画又は更生計画の認可の決定が確定したとき

(ウ) 本社債に社債管理者が設置されたとき又は担保付社債信託法に基づき担保権が設定されたとき

## <社債管理補助委託契約書への規定例>

### 【社債管理補助委託契約書への規定例】

#### 弁護士又は弁護士法人を社債管理補助者とする場合

#### 第〇条 業務終了事由

1. 乙は、あらかじめ、事務を承継する社債管理補助者を定めた場合に限り、甲及び社債権者集会の同意を得て辞任することができる。かかる事務の承継に際し、辞任する社債管理補助者と事務を承継する社債管理補助者は、本契約の地位の承継に係る契約を締結する。

[第 2 項・第 3 項：補助者が弁護士個人又は弁護士法人（社員弁護士 1 名）の場合（それ以外の場合に任意的に第 2 項及び第 3 項を定めることを妨げるものではない。）]

2. 乙は、前項の規定にかかわらず、体調不良や経営方針の変更等により、第〇条及び第〇条に定める委託業務の一部を休止又は廃止しようとする場合その他正当

な事由がある場合には、乙の事務を承継する者を定めて辞任することができる。かかる事務の承継に際し、辞任する乙と承継社債管理補助者は、本契約の地位の承継に係る契約を締結する。

3. 乙が、前項に定める事由により社債管理補助者を辞任する場合には、次に定める者（以下「承継社債管理補助者」という。）に速やかに事務を承継するものとする。

（ア）承継社債管理補助者の氏名又は職務上の氏名〔弁護士法人の場合：承継社債管理補助者の名称及び社員の氏名又は職務上の氏名〕

〇〇

（イ）承継社債管理補助者の事務所の名称及び所在場所〔弁護士法人の場合：承継社債管理補助者の主たる事務所の名称及び所在場所〕

〇〇

4. 第1項の規定にかかわらず、乙は、やむを得ない事由があるときは、裁判所の許可を得て、辞任することができる。

5. 乙が次のいずれかに該当することとなった場合には、甲は、その事務を承継する社債管理補助者〔第2項を定める場合には、次の括弧書きを追加。〕（第3項に定める者が次の（ア）又は（エ）に該当する場合を除き、第3項に定める者とする。）を定め、社債権者のために、社債の管理の補助を行うことを委託しなければならない。この場合においては、甲は、社債権者集会の同意を得るため、遅滞なく、これを招集し、かつ、その同意を得ることができなかつたときは、その同意に代わる裁判所の許可の申立てをしなければならない。

（ア）会社法第714条の3に掲げる者でなくなったとき

（イ）前項の規定により辞任したとき

（ウ）裁判所により解任されたとき

（エ）死亡又は解散したとき

6. 甲は、前項に基づき事務を承継する社債管理補助者を定めた場合（社債権者集会の同意を得た場合を除く。）又は事務を承継する社債管理補助者の選任があった場合には、遅滞なく、その旨を公告し、かつ、知っている社債権者には、各別にこれを通知するものとする。

7. 本契約は、次の各号の事象が発生したとき、終了するものとし、第1項、第2項、第4項及び第5項の適用により事務を承継する社債管理補助者が選任された場合には、本契約は、将来に向かって乙に対し効力を有しない。

（ア）本社債が全て償還又は弁済されたとき

（イ）当社の再生計画又は更生計画の認可の決定が確定したとき

（ウ）本社債に社債管理者が設置されたとき又は担保付社債信託法に基づき担保権が設定されたとき

金融機関を社債管理補助者とする場合

## 第〇条 業務終了事由

1. 乙は、あらかじめ、事務を承継する社債管理補助者を定めた場合に限り、甲及び社債権者集会の同意を得て辞任することができる。かかる事務の承継に際し、辞任する社債管理補助者と事務を承継する社債管理補助者は、本契約の地位の承継に係る契約を締結する。
2. 乙は、前項の規定にかかわらず、本社債の社債権者と利益が相反するおそれがあると判断した場合や、組織再編、その他の経営方針の変更等により、第〇条及び第〇条に定める委託業務の全部又は一部を休止又は廃止しようとする場合その他正当な事由がある場合には、当該乙の事務を承継する者を定めて辞任することができる。かかる事務の承継に際し、辞任する乙と事務を承継する社債管理補助者は、本契約の地位の承継に係る契約を締結する。
3. 第1項の規定にかかわらず、乙は、やむを得ない事由があるときは、裁判所の許可を得て、辞任することができる。
4. 乙が次の各号のいずれかに該当することとなった場合、甲は、事務を承継する社債管理補助者を定め、社債権者のために、社債の管理の補助を行うことを委託しなければならない。この場合においては、甲は、社債権者集会の同意を得るため、遅滞なく、これを招集し、かつ、その同意を得ることができなかつたときは、その同意に代わる裁判所の許可の申立てをしなければならない。
  - (ア) 会社法第714条の3に掲げる者でなくなったとき
  - (イ) 前項の規定により辞任したとき
  - (ウ) 裁判所により解任されたとき
  - (エ) 解散したとき
5. 甲は、前項に基づき事務を承継する社債管理補助者を定めた場合（社債権者集会の同意を得た場合を除く。）又は事務を承継する社債管理補助者の選任があつた場合には、遅滞なく、その旨を公告し、かつ、知れている社債権者には、各別にこれを通知するものとする。
6. 本契約は、次の各号の事象が発生したとき、終了するものとし、第1項から第4項の適用により事務を承継する社債管理補助者が選任された場合には、本契約は、将来に向かって乙に対し効力を有しない。
  - (ア) 本社債が全て償還又は弁済されたとき
  - (イ) 当社の再生計画又は更生計画の認可の決定が確定したとき
  - (ウ) 本社債に社債管理者が設置されたとき又は担保付社債信託法に基づき担保権が設定されたとき

以上